

## 患者団体との協働に関する指針

MSD株式会社

日本製薬工業協会（以下、製薬協）は、2013年1月16日付で、「患者団体との協働に関するガイドライン」を公表しました<sup>1)</sup>。

MSD株式会社のミッションとは「人々の生命を救い、生活を改善する革新的な製品とサービスを発見し、開発し、提供すること」です。このためには、患者さんの求めるニーズや悩みを理解することが必要となっており、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会が増えてきました。

当社は、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持ち、患者団体の独立性を尊重します。また、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解するよう努めます。

当社はこの考えに基づき、会社としての患者団体との協働に関する指針を以下の通り取り決め、これを当社における行動指針とします。

### 記

#### 1. 相互理解

当社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

#### 2. 信頼関係の構築

当社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

#### 3. 患者団体の独立性の尊重

当社は、患者団体の独立性を尊重します。

#### 4. 透明性の確保

当社は、金銭的支援等についてその情報を公開し、透明性を確保します。

#### 5. 書面による合意

当社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等については、その目的・内容等について、書面による合意を交わし、記録に残します。

#### 6. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

#### 7. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体の出版物の内容、発言等に影響力を行使することは行いません。

#### 8. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の支援者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

#### 9. 適正な支援

当社は、患者団体に対する支援にあたってはその目的に相応しい会場および開催地とするなど、適正に支援を行います。

以上



参考情報

- 1) 日本製薬工業協会「患者団体との協働に関するガイドライン」  
(URL : <http://www.jpma.or.jp/about/basis/kanjadantai/kyodo02/>)

付則

1. 本指針の改廃手続きは、コンプライアンス部門が主管する。
2. 制定日 第1版2013年3月4日